

取扱区分：「公開」

令和8年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年3月10日(火) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和8年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年3月10日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時59分

2 場 所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	9番	佐 伯 信 治
10番	高 橋 恵	11番	秋 貞 啓 子
12番	藤 井 孝	13番	山 下 敏 彦
14番	瀧 山 美智子	15番	市 川 進
16番	有 馬 俊 雅	17番	兼 重 智
18番	田 中 榮 作	19番	白 石 純 治

(2) 欠席委員 1人

8番 藤 原 典 子

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 村 仁 紀	次 長	原 田 賢 二
次長補佐	神 本 和 典	書 記	中 山 浩 毅

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課長補佐	白 浜 憲 一
産業振興部農業振興課 副 主 任	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第10号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	2件
議案第11号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(編入)に係る意見聴取について	6件
議案第12号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第14号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	2件
議案第17号	農地移動適正化あっせん基準の一部改正について	1件

第3 報告事項

報告第28号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	15件
報告第29号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	12件
報告第30号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について	6件
報告第31号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第32号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	8件
報告第33号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	1件
報告第34号	相続土地国庫帰属承認申請に係る中国四国農政局からの照会に対する回答等について	1件
報告第35号	現況が農地でないことの証明等について	4件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番・藤原典子委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

11番・秋貞啓子委員及び12番・藤井 孝委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第10号及び議案第11号は、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更することについて、周南市長から意見を求められ

たものを、審議の都合により除外及び編入の2つの議案に分けております。

それでは、議案第10号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

1 ページの議案第10号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案2件です。

1件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第10号、番号1番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

白浜課長補佐

白浜課長補佐

農業振興課課長補佐の白浜です。

それでは、議案第10号農用地区域からの除外について、ご説明します。

最初に、番号1番でございますが、本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電施設を建設したいとの申出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第10号、番号1番について、補足説明をいたします。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、私で現地確認をし、2月下旬に申請者に電話で確認しました。

申請内容については、農業振興課からの説明のとおりです。

申請地は、国道沿いの農地であり、草刈りはなされ管理されてきました。

バイパスが整備されたことにより分断された変則地であり、特に作物は植えていないとのことでした。

申請地は、農用地区域からの除外後に太陽光発電施設を設置する計画とのことでした。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、地域計画との適合性及び土地改良事業などに該当しない土地であることについては、農業振興課の説明で良いと思われま

す。申請地は区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。なお、除外後の転用についても、現地を確認しましたが、区域内の他の農地または施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。

その他調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第10号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号、番号1番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第10号、番号1番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第10号、番号2番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

白浜課長補佐

白浜課長補佐

続きまして、番号2番でございますが、番号1番と同じく、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電施設を建設したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第10号、第2番について補足説明をします。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、私で現地確認をし、2月下旬に申請者に電話で確認しました。

申請内容については、農業振興課からの説明のとおりです。

申請地は、国道沿いの農地であり、草刈りはなされ管理されていきました。

申請地のうち1筆は、一部野菜を植えたことはあるとのことでしたが、残りの2筆は、相続はしたが耕作をしたことはないとのことでした。

申請地は、農用地区域からの除外後は太陽光発電設備を設置する計画とのことでした。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、地域計画との適合性及び土地改良事業などに該当しない土地であることについては、農業振興課の説明で良いと思われま

す。申請地は区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。なお、除外後の転用についても、現地を確認しましたが、区域内の他の農地及び施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められま

す。また、周辺の土地所有者にも了解を得ているとのことでした。

その他調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

いします。ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第10号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第10号、番号2番は、承認することに決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第11号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（編入）に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2ページの議案第11号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域に編入するもので1議案6件です。

番号1番から番号5番までは、地区及び編入の理由が同一であることから一括にて、番号6番は単一にて、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第11号、番号1番から番号5番までの5件を一括議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

白浜課長補佐

白浜課長補佐

それでは、議案第11号、農用地区域への編入について、番号1番から番号5番まで、一括してご説明します。

本件は、八代地区において、中山間地域等直接支払制度の取組面積を拡大するにあたり、いずれも農用地区域に編入したいとの申し出です。

申出地の現況は、参考資料のとおりで、長期的耕作となることから農用地として確保することが必要と認められます。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び編入についての意見をお願いします。

佐伯信治委員

9番・佐伯信治委員

9番、佐伯信治です。

議案第11号、番号1番から5番に係る補足説明を行います。

2月25日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員にて現地確認を行いました。

現状は、多くがほ場整備未実地地区ではありますが、継続して農業が行われている一団地の農地の一部であり、冬鋤等がされ、次年度に向けて水稻の準備がされている農地です。

以上のことから編入に関しては、問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第11号、番号1番から番号5番までの5件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号1番から番号5番までの5件について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第11号、番号1番から番号5番までの5件は、承認することに決定いたします。

次に、議案第11号、番号6番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

白浜課長補佐

続きまして、番号6番でございますが、本件は、湯野地区において、農地売買等支援事業を活用して農地売買を行い、イチゴを栽培するにあたり、農用地区域内の農地であることが事業活用要件となっていることから、農用地区域に編入したいとの申し出です。

申出地の現況は、参考資料のとおりで、産地形成の観点から農用地として確保することが必要と認められます。

議長（山下会長）

白浜課長補佐

議長（山下会長）

説明は以上です。

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

2月25日に、事務局職員と私で申出地に赴き、その際に申出者にもお会いして、調査いたしました。

申出地には、ガラスハウス2棟、パイプのビニールハウス1棟が建っており、申出者は長きにわたってシクラメンなどの鉢物の花を栽培されていましたが、事業承継もできず困っていたところ、ただ今の農業振興課の説明のとおり、土地・設備を引き継いで、イチゴ栽培を希望する認定農業者が現れたので、農地中間管理機構の行う農地売買等事業により土地・設備ともに売却したいとのことで、そのための農用地区域への編入です。

編入することにより、農用地が確保され、産地形成が図られるものと考えます。

以上です。

それでは、ただ今の議案第11号、番号6番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号6番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第11号、番号6番は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第10号及び議案第11号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

3ページの議案第6号は、1議案6件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が969平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遺贈を受けましたが耕作ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

2月16日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、同日、電話にて意思を確認いたしました。

申請地は、市街化区域内にある農地で、利用権が設定できないことから、今までは、1年間の使用貸借をする旨の所有者との口約束で、譲受人が毎年継続して水稻を栽培していましたが、この度、売買することになったそうです。

譲渡人は、遺贈を受けたものの自身で耕作できないため、売却するものです。

譲受人は、引き続き水稻を栽培することから購入するものです。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしてお

り特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第12号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が4,530平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

原田事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

2月16日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲受人の申請代理人である譲受人の母親に、同日、お会いして、

また、譲渡人には、2月27日、電話にて意思を確認いたしました。

申請地は、全部で6枚の段々になっており、隣接地に住む譲受人の父と母が、所有者に頼まれて長年管理をしていた農地で、一部野菜が栽培されていました。

譲渡人は、申請地の隣に住んでいた母親が1年前に亡くなり相続したものの管理ができないため、売却するものです。

譲受人は、購入して水稻や野菜を栽培するとのことです。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第12号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が212平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、相続したが耕作ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、

原田事務局次長

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番・田中委員

9番、田中です。

議案第12号、番号3番について補足説明を行います。

2月20日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

現地を確認したところ、きちんと管理されており、すぐにでも野菜等を植えることができる状態でした。

2月27日に譲渡人と譲受人にお会いし、意思を確認しました。

譲渡人は、相続しましたが農地をきちんと管理することができず悩んでいましたが、この度、譲受人からの申し出に大変喜んでおられました。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号3番は、許可と決定いたします。

次の議案第12号、番号4番につきましては、歳光委員が当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限により、議事に参加することができません。

歳光委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員1名退席)

それでは、議案第12号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が3,138平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、相続したが耕作ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員に代わって河内委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

議案第12号、番号4番について補足説明をします。

2月20日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と私で現地調査しました。

内容については、事務局が説明されたとおりです。

申請者には、21日に確認をしました。

現況は田で、農地中間管理機構と契約して耕作されてこられまし

たが、3月末で契約が切れるとのことでした。

譲受人は農業法人に携わっており、規模拡大でこの周辺の農地一体利用を行いたいと思ひ、譲渡人は今後も耕作することなく、譲受人の要望に応えたいとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号4番は、許可と決定いたします。

歳光委員は、ご着席ください。

（歳光委員着席）

続きまして、議案第12号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が132平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、豆類、イモ類などを栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1番・林委員

1番、林です。

議案第12号、番号5番について補足説明いたします。

2月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と私で現地確認をしました。

譲受人とは現地で、譲渡人とは電話で意思確認しました。

申請地は譲受人の家に隣接しており、約10年前より譲受人が管理を任されており、今後、家庭菜園等として使用するとのことでした。

譲渡人は遠方に住んでおり、管理が困難なため、これまで管理をいただいている譲受人に、譲り渡すことにしたそうです。

調査項目に従って調査しましたが、必要書類も完備されており、問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が3,397平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番・秋貞委員

1番、秋貞です。

議案第12号、番号6番について補足説明いたします。

3月2日に農業委員、農地利用最適化推進委員2名、事務局職員で現地の確認を行いました。

3月5日に、譲受人と譲渡人に電話で意思確認しました。

譲受人は親族と共に、遠方に居住する譲渡人の農地を長期間に渡り格別な思いで守ってこられています。

譲渡人は遠方に居住しており、今後、地元に戻る意思がないため、譲受人に農地を委ねたいとのことでした。

この地区では、以前、帰らない人が安易に太陽光発電設備を設置するという事案があり、それだけはやめてほしいという思いが通じたと喜んでおられます。

調査項目に従って調査しましたが、必要書類も完備されており、問題はないと思われます。

議長（山下会長）

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号6番は、許可と決定いたします。

次に、議案第13号、「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

5ページの議案第13号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和7年第8回総会の議案第42号番号3番としての審議を経て、令和7年8月12日付け指令周農委3条許可第39号として許可したものに關連します。

今回、所有権移転をすることの許可処分をした2筆のうちの1筆を譲受人とは別の隣接する農地の耕作者へ貸借することになったため、当該許可処分の取消申請がありました。

所有権については、移転されていないことを登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第13号番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことと決定いたします。

続きまして、議案第14号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

6ページの議案第14号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市中須支所から南東へ約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、施設の平面図・立面図は参考資料の1ページから6ページのとおりです。

農地区分は、支所からおおむね300m以内で第3種農地に該当します。

申請人は、自己用住宅を建設するものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5番・佐伯伴章委員

5番、佐伯です。

議案第14号、番号1番について補足説明いたします。

申請地には、農地利用最適化推進委員、事務局職員、私で現地確認を行いました。

申請人には、3月1日に電話で現況確認と、今後の希望について聞きました。

申請人は道路拡張に伴う移転のため、現在は借家生活をされていますが、手狭であり、地元に戻っての生活を希望され、隣接の農地へ自己住宅を建設したいとの申請です。

農地はきれいに維持管理がされており、建設後の雨水や排水についても近隣農地への影響はないと思います。

調査項目についても問題はないと思われます。

審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第14号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

7ページの議案第15号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市鹿野総合支所から北東へ約3,100メートルに位

議長（山下会長）

神本次長補佐

置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の7ページから11ページのとおりです。

農地種別は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当しますが、農地区分は農用区域内農地になります。

借主は、木材の売買を営む法人で、近接の山林から伐り出した木材の仮置場が必要になったことから、使用貸借により一時的に利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、支障もないことから貸すものです。

農地区分が農用区域内農地であり、転用許可の方針の立地基準は原則不許可ですが、当該一時転用については、農業振興課との協議の結果、申請に係る計画が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されることから、一時転用を許可できるものと考えます。

本件は、令和7年5月1日から現地写真が示すように木材の仮置場として利用しており、この無断転用について追認するか否かの事案となります。

なお、申請書には顛末書が添付されております。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

また、借主から原状回復誓約書が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番、野村です。

議長（山下会長）

3番・野村委員

議案第15号、番号1番について補足説明いたします。

2月16日に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員で現地確認をしました。

内容は事務局からの説明とおりです。

現地は伐採した材木を搬送するための、木材置場として利用するものです。

地目は田で、出入口には鉄板が敷き詰めてあり、水路にも影響はないと思います。

後日、両者とは電話で意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第15号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第15号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明します。

申請地は、鹿野総合支所から南東へ約770メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利

議長（山下会長）

神本次長補佐

用計画図、排水計画図は参考資料の 12 ページから 17 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 465.32 平方メートル、パネル枚数 208 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

あわせて、電気自動車充電事業も行うため、EV 充電設備 1 台を設置するもので、充電容量は 50.0 キロワットです。

譲渡人は、高齢で、耕作が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

本件は、令和 7 年 11 月頃から現地写真が示すように工事に着手しており、この無断転用について追認するか否かの事案となります。

なお、申請書には顛末書が添付されております。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15 番・市川委員

議案第 15 号、番号 2 番について、補足説明いたします。

2 月 20 日、農地利用最適化推進委員、事務局職員と私で現地確認をしました。

申請者には、後日、電話にて意思確認、内容確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は市道沿いの農地で、現況は雑草が生えていました。

この農地は、以前は周辺住民の方に貸して、野菜等を栽培されていましたが、2 年くらい前から休耕されていますが、現在は、一部

草を刈ってありました。

譲渡人は、高齢のため耕作が困難であり、他の農作業の依頼先も見つからないことから、譲受人に売却することにしたとのことです。

譲受人は太陽光発電事業者で、適地を探していたところ、当該土地は日当たりなど、太陽光発電設備設置に適しており、購入することにしたとのことです。

また、併設されている電気自動車充電設備については、街中でもなく、道も狭いし、目立たない場所にあるかと質問すると、アプリを活用すれば確認できるので利用者があるのではないかとのことでした。

周辺の農地への影響としては、水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

また、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には、事前に事業計画を説明し、了解を得たとのことです。

その他、調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われま
す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第15号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、「農地法第5条第1項の規定による許可

議長（山下会長）

後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

8ページの議案第16号は1議案2件です。

番号1番についてご説明します。

本件は、令和7年第11回総会の議案第61号、番号1番としての審議を経て、令和7年11月14日付け指令周農委5条許可第28号として許可したものに関連します。

太陽光発電事業を行おうとするものですが、今回の変更承認申請は、電気の引き込みが完了していないため、工事期間を延長し、当初の許可後から2か月までを、許可後から1年までに変更したいとの申請です。

今回の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第16号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明します。

本件は、令和6年第3回総会の議案第12号、番号7番としての審議を経て、令和6年3月11日付け指令周農委5条許可第6号として許可したものに關連します。

山陽新幹線高架橋修繕工事に伴う作業ヤード、工事用道路を設置しようとするものですが、今回の変更承認申請は、地盤が硬質で作業が遅れているため、工事期間を1年間延長し令和9年3月31日までに変更したいとの申請です。

今回の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第16号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号2番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第17号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

9ページの議案第17号は、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する農地移動適正化あっせん基準の一部を改正することについて、ご審議を求めるものです。

この農地移動適正化あっせん事業とは、農業委員会が、農業振興地域内の農用地等について、農業上の利用を確保するため、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための売

買や貸借などの権利移動のあっせんをする事業のことで、あっせん事業を行おうとするときは、あらかじめ、農地移動適正化あっせん基準を定めて、都道府県知事の認定を受ける必要があり、あっせん基準を変更する場合も同様となっています。

別紙1の周南市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の5ページをご覧ください。

附則に記載のとおり、周南市では、平成20年8月21日に最初の県知事の認定を受け、その後、平成24年3月6日、平成26年8月6日と2回の改正を行っており、この度の改正は、今後、県知事の認定を受けた日から施行することになります。

今回の改正は、国の要領の一部が令和5年3月30日に改正され「地域計画」に関することが加わったことなどに伴う本文の改正、また、あっせん基準の中で定めている6ページの別表第1の経営形態別の経営面積の基準、及び7ページの別表第2の経営形態別の経営面積の目標の根拠となる本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が令和5年9月に改訂されたことに伴い、市の農業振興課に別表第1及び別表第2の改正素案の作成を依頼し、それに基づいて別表第1及び別表第2を改正するものです。

なお、平成26年から令和5年までの間、国の要領の改正及び本市の基本構想の改訂がありましたが、それらも含めて今回の改正に反映させています。

別紙2の新旧対照表において、現行と改正案を比較していますのでご覧ください。

なお、あっせん基準の改正案及び新旧対照表については、県の農業振興課に送付し、県知事の認定に向けた事前協議を済ませており、総会での議決後に、正式に県知事に認定申請を行う予定です。

また、参考ですが、周南市の農用地等の権利移動は、近年、農地中間管理機構が行う経営規模を縮小又は離農する農家から農地を買い入れて、経営規模を拡大し作業の効率化による経営の安定を図ろうとする農業者に対し、農地を売り渡す農地売買等事業により行わ

れており、農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業は行われていません。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第17号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号について、採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第17号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第28号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページから16ページの報告第28号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は15件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

17ページから19ページの報告第29号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、12件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページから22ページの報告第30号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

23ページの報告第31号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6

条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

24ページの報告第32号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった8件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

25ページの報告第33号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は事務局判断により非農地扱いとした土地についての1件です。

判断の結果、非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「相続土地国庫帰属承認申請に係る中国四国農政局からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

26ページの報告第34号は、農林水産省中国四国農政局より相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第2条の

規定により承認申請された登記簿上の地目が田、畑又は牧場である土地について、現況が農地であるか否か、農用地区域内の土地か否か、遊休農地か否か、地域計画の目標地図への位置付け状況等についての照会があったもので今回は1件です。

周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき事務処理をし、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をし、現況地目が畑であると判定し、その他記載のとおり事務局長専決により回答いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

27ページ及び28ページの報告第35号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は4件です。

非農地判断の結果、番号1番及び番号2番は非農地であると決定し、非農地証明書を交付し、番号3番につきましては、4筆のうち2筆は非農地であると決定し、非農地証明書を交付し、残り2筆は農地であると決定し、非農地証明返戻通知書を交付し、番号4番は農地であると決定し、非農地証明返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第3回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時59分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年3月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 秋 貞 啓 子

署名委員 藤 井 孝